



コンタクトレンズ検査料

1. 施設基準の届出

当院は「コンタクトレンズ検査料1」の施設基準に適合している旨、関東信越厚生局千葉事務所に届出を行っております。

2. 初診料及び再診料

コンタクトレンズの装用を目的としている方で、当院を初めて受診した方は初診料291点を、2回目以降の方は外来診療料76点を算定いたします。

3. コンタクトレンズ検査料1

コンタクトレンズの装用を目的に眼科学的検査を行った場合は、200点を算定いたします。

※厚生労働省の定める疾病等によっては、上記のコンタクトレンズ検査料ではなく、眼科学的検査料で算定する場合があります。

4. コンタクトレンズ診療を行っている医師

・柿栖 将人（眼科診療経験：10年）

令和7年7月1日現在

成田赤十字病院